

# 原子力災害による被災地域の再生に関する特別立法について

福島県

## I 趣旨

- 長期かつ広域での住民避難、放射線からの県民の安全確保、土壌等の放射能汚染、風評被害等による地域産業への甚大な影響等、原子力災害は地震・津波とは被害状況等が大きく異なるため、被災地域の再生のための独自の特別法の制定を求める。
- 広域的に避難した自治体の機能確保や行政サービスの実施等、緊急の対応が必要な事項は個別の法改正等で迅速に対処しつつ、特別法では、中長期的に原子力災害の被災地域の再生に必要な恒久的措置を体系的に規定。

## II 特別立法の必要性

### 1. 原子力災害による特殊かつ深刻なハンディキャップ

- 本県は、県民生活、地域づくり、産業振興など幅広い分野にわたって厳しいハンディキャップを今後長期にわたり負担(原子力事故による条件不利地域)。
- 国策として進められてきた原子力による災害からの地域再生は全面的に国が責任を負うべき。

### 2. 放射線影響からの住民の安全確保と一体での地域再生

- 原子力災害の特殊性から、放射線影響からの住民の安全確保は、被災地域の再生と表裏をなす不可欠の前提。

### 3. 原子力災害からの地域再生への省庁間の縦割り排除

- 原子力災害からの地域再生は分野が多岐にわたるため、特別立法による総合的・体系的な再生の枠組みと省庁横断での対応が必要。

### 4. 新生ふくしま創造に向けた福島県民の希望の旗

- 福島県民が、今後、地震、津波、原子力災害と風評被害という4重苦を克服し、新生ふくしま創造に向けて一丸となって臨むことのできる希望の旗印が不可欠。

## 5. 国の威信をかけた“FUKUSHIMA 再生モデル”の発信

- レベル7の原子力災害からの地域再生の挑戦は国際的にも高い関心をもって注目。政府として断固たる決意で“FUKUSHIMA”の再生に取り組む姿勢と実績を国内外に発信することが必要。

## Ⅲ 特別立法の内容

※ 現時点での検討イメージであり、詳細は、原子力災害についての国と県との協議の場等で検討を進める。

### 1. 原子力災害からの地域再生への理念、復興計画に関する事項

- 国等の責務の明記、地域の自主性の最大限の尊重
- 県が策定する復興計画の位置づけの明記
- 計画対象事業に対する財政上・税制上・金融上の措置 等

### 2. 対象範囲と期間

- 原子力災害の影響は県全体に及んでいることから県内全域を対象範囲とし、均衡ある再生がなされるまでの相当長期の期間とする。

### 3. 具体的な施策

#### (1) 原子力災害の避難者のふるさと帰還を支える地域づくり

- 新たなまちづくりや住環境整備、医療・福祉に関する必要な措置、地域づくりの基盤となる交通・物流インフラの整備 等

#### (2) 放射線影響からの住民の安全確保

- 汚染された環境の早期浄化、汚染状況の測定と情報公開、長期的健康管理、教育施設における安全確保等に関する必要な措置 等

#### (3) 特定振興地域制度等による地域及び経済の振興

- 被災地域の新たな産業基盤の創出や風評被害等によりダメージを受けた県内産業の救済等のための、特定振興地域制度(特区制度)の創設、所要の規制緩和や財政上・税制上・金融上の措置等の規定 等

### 4. その他の措置

#### (1) 自由度の高い財源措置の創設等

#### (2) 国における省庁横断的な対応組織に関する事項